

(第一類 第三號)

衆議院 第百七十六回国会

法務委員會

議
錄
第
四
号

七
一

これまでと異なつて明文化することで、どのようにメリットがあるのか、利点があるのか、教えていただければと思います。

○黒岩大臣政務官 横堀委員の質問にお答えさせていただきます。

本法案は、訴えの類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める規定を新設しております。国際裁判管轄に関するルールを明らかにすることにより、当事者の予測可能性が向上するとして、国際的な民事紛争の適正かつ迅速な解決に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○横堀委員 ありがとうございます。

経済活動のグローバル化に伴い、国際的な民商事紛争を迅速に解決する必要性が高まっているこの現状において、本法案の可及的速やかな成立は時代の要請であると私自身も信じております。それでは、個別の規定についてお聞きさせていただきます。

第三条の三第三号におきまして、財産上の訴えは、請求の目的が日本国内にあるとき、または、当該訴えが金銭の支払いを請求するものであり、差し押さえができる被告の財産が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるとき、その差し押さえの財産が著しく低くときを除くと括弧書きで書かれております。

先ほど御説明ありましたような明確、具体的、そして予測可能性を高めるという観点からすれば、この著しく低いとはどれぐらいなんだろうといときを除くと括弧書きで書かれております。

私は疑問に思つてしまします。昔、カップラーメン一杯の値段が幾らかと話題になつたかと思うんですが、やはり私を含めた一般人の感覚と経理大臣経験者の方の金銭感覚も異なるかなと。

一万円が高いのか安いのか、百万円が高いのか安いのかわかりませんので、この著しく低いときというのが具体的にどれぐらいなのか、教えていただければと思います。

○原政府参考人 お答え申上げます。

今御指摘のありました本法律案の第三条の三の第三号の規定でございますが、この規定は、金銭の支払いを請求する財産権上の訴えにつきまして、差し押さえができる被告の財産が日本国内にあるときは、日本の裁判所に当該訴えを提起することができます。これ起することができます。これは、被告の差し押さえ可能財産が日本国内にある場合は、被請求の差し押さえ可能財産が日本国内にあります。場合には債権者である原告が債務名義を得て、その財産に対して強制執行をすることができるようになります。これからござります。

他方、この第三号の括弧書きの規定は、差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときは、この第三号の規定を適用しないとしております。これは、被告の差し押さえ可能財産が日本国内にある場合であっても、その財産の価額が著しく低くして、強制執行をしても債権の回収の見込みがほとんどないような場合にまで日本の裁判所の管轄権を認めるということになりますと、名目的な財産の所在を理由とする行き過ぎた管轄を認めることになるということで、適当ではないと考えられたからでございます。

なお、この財産の価額が著しく低い、その具体的例としましては、商品の見本や身回り品等を挙げることができます。

○横堀委員 ありがとうございます。

規定の趣旨について理解させていただきましたし、具体的な品目について、どんなものが著しく低いとされているのか、今までの判例については今御説明をいただきました。

規定期の趣旨について理解させていただきましたし、具体的な品目について、どんなものが著しく低いとされているのか、今までの判例についてはわかりやすく御説明していただき、私も納得させていただきました。国民の皆さんも説明に納得されることにしたわけでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。それでは、次のようにあります。

以前の、五月二十一日の審議におきまして、この法案を審議する中で、本来であれば、本法案のように、一国、日本だけの国内法で定めるという形ではなくて、国際裁判管轄に関する包括的な多国間条約という形が望ましい、そしてそれに向けた取り組みが今までされてきたが、それが頓挫してしまった、頓挫してしまったがために、いたしからぬ、しようがなく国内法の整備に向かったところなく、いう趣旨の発言があつたと思っているんですけど、ハーフ国際私法会議における取り組みが頓挫したところなく、どうも日本は英米法系の多国間条約という歴史がございますので、基本的には大陸法系に属するものと考えております。

○原政府参考人 先ほど御説明しましたように、

この第三条の三第三号の括弧書きの規定は、日本国内にある財産に対して強制執行をして債権の回収を図ができるようにするという趣旨に照らしまして、名的な財産の存在を理由とする行き過ぎた管轄を認めることを防ごうという趣旨で設けられたものでございます。

したがいまして、財産の価額が著しく低いときは、当該財産が強制執行をして債権の全部または一部を回収するだけの価値を有するかどうかという観点から判断されるべきものと考えております。

今議員御指摘のよう、財産の価額が著しく低いときは、訴額を基準として判断するとした場合には、確かに判断基準としては明確になります。しかしながら、訴額を判断基準といいますと、訴額が大きい場合には、強制執行により債権の一部を回収することが可能な場合にも日本裁判所に訴えを提起することができなくななるおそれがあります。そこで、本法律案の第三条の三第三号は、財産の価額が著しく低いかどうかの判断を個々の事案ごとの裁判所の判断にゆだねることにしたわけでございます。

具体的に申しますと、米国の場合には、被告と法廷地との関連性に着目して管轄権の有無を定めることで、この考え方を基本としておりますのに対しま

す。このように、国際裁判管轄に関する基本的な考え方方が異なることもありまして、合意に至ること

ができるなかつたということでございます。

○横堀委員 御説明ありがとうございます。

私は個人としては、大学におきまして法律を学んだ身として、この違いといふものもわかります

が、国民の皆様からしてみれば、英米法系と大陸法系という違いは何だろうという方が多くいらっしゃつて、その二つが相反するものなのかな、

ちょっと似ているのか、その辺もよくわからない

なというのが実情かなと思っております。

そして、英米法系の話と大陸法系の話をすると

きに、日本はどうちなんんだろうと。この話を聞いて

たことがないし、国会で議論されたことも余りないのかな。どちらか難しいのかもしれませんけれども、日本は英米法系の多国間条約なのか、

どちらかといえばどちらなのか、教えていただきたいと思います。

○原政府参考人 我が国の場合には、主としてド

イツなどの欧州の大陸法諸国の法制を継承したと

いう歴史がございますので、基本的には大陸法系に属するものと考えております。

○横堀委員 ありがとうございます。

それでは、お隣の中国、韓国。中国と韓国は英米法系なのか大陸法系なのか、興味本位でもありますけれども、この二つの国がどうなのが、多分国民の皆さんも知らないと思いますので、教えていただければと思います。

○原政府参考人 お尋ねの中国と韓国の法制についてでございますが、まことに恐縮でございますが、十分な知見を持ち合わせておりませんので、教えていただければと思います。

○横堀委員 他国のことなので難しいことだとは思っていますが、恐らく、正直なところ、どちらか判別するのは難しいと。そして、かといって日本と全く同じか、欧米と全く同じかというと、また異なるところもある独自の法体系、特に中国であれば、最近 知的財産権の問題でまだ整備されていないという指摘があつたりとか、まだまだ未整備などころも多くあるのかなと思っております。

そんな中、今回のハーグ国際私法会議というものがアメリカの提案によってどうにか妥協点といいますか一致点を図ろうということで始まった、でもそれが頓挫してしまったという認識でおるのですが、では、頓挫したままいいのか。理想としてはやはり多国間の条約という形が理想であるというのであれば、ここは日本が提案をして、へーげじやなくて、私の地元の横須賀という名前をつけさせていただいて、横須賀国際私法会議でもいいです、やはり日本が主体的に大陸法系と英米法系をつなぐ役目として日本の役割を果たしていくべきなのではないかと思っているんです、その点に関する包括的な多国間の条約については、平成六年から十年以上にわたってハーグ国際私法会議において交渉が行われました。しかし、残念な

ことに、関係国間の意見の対立があつて世界各国

の意見集約ができなかつた、包括的な多国間条約が採択できずに、平成十七年、管轄合意に関する小規模の条約が採択されるにとどまつたということが踏まえまして、今我が国として考へているのは、我が国がたとえ主導したとしても世界規模の多国間条約が成立する見込みは少ないであろうと考えていただいているところでございます。

○横堀委員 御説明ありがとうございます。
今のお説明により、世界で一致した法体系といいますか取り組み、それは難しいという認識を私は今教えていただいたんですが、では、東アジアでまとめることができないのか。先ほどから申しとめることができないかという私の提案でござい

ます。

その点に関しまして、外務省として、東アジア共同体構想というもの、東アジア共同体の創設を目指すと表明されていると思うんですが、これがやはり、歴史も文化も違う東アジア、EUとは違つて歴史も文化も違うから難しい、でも一步一歩進んでいくという構想であると思うんですが、それでも、ただ、そういう条件が整うというために本がリードしてという思いにならうかと思ひます。やはり経済的なボリュームなんかでも、日本はある程度ほかの国との連携でもふやしていくとか、そういった前提条件が整っていくことが重要になります。

いずれにしても、東アジア首脳会議等の枠組みを一層活用していくことが外交的には大事な取り組みではなからうかと思つております。

○横堀委員 ありがとうございます。

山花政務官におかれましては、法務委員会までお越しいただきまして外務省の見解を御説明いたしました。

○横堀委員 ありがとうございます。

今御説明ありましたように、政権交代後、外交におきましても、私は、大きな大きな変化、一步ではあっても、東アジアの共同体に向けて進んでいるこの外務省の取り組みに関して敬意を表しますし、今後に期待しているところでございます。

○山花大臣政務官 委員御指摘のとおり、我が国は、東アジア共同体構想を長期的なビジョンとして掲げております。この中で、経済連携だと人との交流、あるいは環境、エネルギーなどの分野で ASEANプラス3であるとか東アジア首脳会議等の枠組みを活用して、地域協力ということを一步一歩進めてきているところでございます。

一般論として申し上げますと、国家間で法律の制度について一定の調整が図られるというのは望

ましいことであるとは考えておりますけれども、東アジアの法律、あるいは政治の制度、とか経済の発展度とか、あと、法制度に影響してくる要素として、大陸法、英米法というのもあるんで

しょうけれども、宗教的なパックグラウンドであるとか文化的多様性などございまして、東アジアの法体系の一体化に向けた協力を今の時点で具体的に検討しているかと問われると、今の時点ではしております。

ただ、日本の外務省としては、もしさうした構想を立てるのであるとすると、やはりできれば日本がリードしてという思いにならうかと思ひます。ただ、ただ、そういう条件が整うというために本がリードしてという思いにならうかと思ひます。やはり経済的なボリュームなんかでも、日本がある程度ほかの国との連携でもふやしていくとか、そういった前提条件が整っていくことが重要になります。

いずれにしても、東アジア首脳会議等の枠組みを一層活用していくことが外交的には大事な取り組みではなからうかと思つております。

○横堀委員 ありがとうございます。

山花政務官におかれましては、法務委員会までお越しいただきまして外務省の見解を御説明いたしました。

○横堀委員 ありがとうございます。

今御説明ありましたように、政権交代後、外交におきましても、私は、大きな大きな変化、一步ではあっても、東アジアの共同体に向けて進んでいるこの外務省の取り組みに関して敬意を表しますし、今後に期待しているところでございます。

○山花大臣政務官 委員御指摘のとおり、我が国は、東アジア共同体構想を長期的なビジョンとして掲げております。この中で、経済連携だと人との交流、あるいは環境、エネルギーなどの分野で ASEANプラス3であるとか東アジア首脳会議等の枠組みを活用して、地域協力ということを一步一歩進めてきているところでございます。

一般論として申し上げますと、国家間で法律の制度について一定の調整が図られるというのは望

う構想は、今後も、もっともつと、十年単位、二十年単位、三十年単位であつても進めていっていただきたいと思っておりますので、期待しております。

それでは、あと五分少々ありますので、本法案とは少しずれてしまふんですが、法務局登記事務の地方移管について、地方に移管する、そういうことだと仕分けされて、政府も、知事会の意見を尊重するとして、六月に閣議決定した地域主権戦略

大綱に盛り込んだとされています。

この地域主権というものは、趣旨としては私は大いに賛成する。それは、地域で特性を生かせ、地域で工夫をして、地域のニーズにこたえら

れる、地域の方々のメリットになるものであればいい。でも、この登記事務など九事務を地方移管すべきだと仕分けされて、政府も、知事会の意見を尊重するとして、六月に閣議決定した地域主権戦略

大綱に盛り込んだとされています。

この地域主権というものは、趣旨としては私は大いに賛成する。それは、地域で特性を生かせ、地域で工夫をして、地域のニーズにこたえら

れる、地域の方々のメリットになるものであればいい。でも、この登記事務など九事務を地方移管すべきだと仕分けされて、政府も、知事会の意見を尊重するとして、六月に閣議決定した地域主権戦略

大綱に盛り込んだとされています。

この地域主権というものは、趣旨としては私は大いに賛成する。それは、地域で特性を生かせ、地域で工夫をして、地域のニーズにこたえら

れる、地域の方々のメリットになるものであればいい。でも、この登記事務など九事務を地方移管すべきだと仕分けされて、政府も、知事会の意見を尊重するとして、六月に閣議決定した地域主権戦略

大綱に盛り込んだとされています。

この地域主権というものは、趣旨としては私は大いに賛成する。それは、地域で特性を生かせ、地域で工夫をして、地域のニーズにこたえら

を考えを委員がバツクアップしてくれているのかなと思わない面もないんですけれども、今後とも内閣の方針で進めていくというのが今の状況であります。

年内を目途にアクションプランというのを策定されるというふうに聞いておりますので、これに従つて進めるもの、そういうふうに承知をいたしております。

○横堀委員 ありがとうございます。

私も、バックアップというほどの力もないですけれども、法務行政、弁護士として法務にかかわってきた体験から、やはり国がやるべきだという主張は通していきたいと思っております。

そして、この知事会の方々の提案、そして政府、やはり、地方主権というものが、どちらかといふ上で決められている。トップの方々、政府だつたり知事会、知事というと多分トップの方々。例えば、登記事務が来るとしたら市町村に来ると思うんですが、その市町村の首長の方々が本当に登記事務が欲しいと思われているのか、登記事務が来たときに、ではそれをだれがやるのか、登記官の方々の専門性を持つてない方がやろうと思うと、そこに異動してきた方々の専門性を高める教育が必要なのか、そこに人員が必要なのかというと、国のいわゆる人件費は減つても、地方の人員費だつたり手間だつたりがふえてしまふんじやないか。

国がやっているものは全部地方ができるんだから全部やつちやえという結論先にありきでなく、冷静に地域主権に取り組んでいただきたく、その内閣の一員として、柳田法務大臣、手腕を發揮していただいて、ぜひ国民の皆様のための法務行政を守つていただければと思います。

あと二分ほど残してではござりますけれども、法務大臣の今後のさらなる手腕の発揮、法務行政を引張つていただけることを強くお願ひ申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○奥田委員長 次に、平沢勝栄君。

○平沢委員 自由民主党の平沢勝栄でございます。

まず、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案でございますけれども、これは前国会で成立直前まで行つた法律でございます。したがいまして、特にこちらから詳しく質問することは避けますけれども、一つだけ、民事局長が来ておられますので御質問させていただきたいと思いま

す。

国際的な民事紛争が今増加しているわけですがれども、そこで、日本の裁判所で扱うことができるのは、そして、この法律案が成立すれば、裁判なる要件などをあらかじめ定めて裁判手続きを迅速にするのがこの法律のねらいと聞いております。

ただし、国際的な民事紛争はどの程度増加しているのか、そして、この法律案が成立すれば、裁判などの短縮がどの程度なされるのか、これについてお答えいただけます。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国際的な民事紛争がどの程度増加しているかということをございますが、まことに恐縮ですが、統計資料もなく、把握することが困難な状況でござります。

ただ、経済のグローバル化の進展に伴いまして、企業間の国際的な商取引は急速に拡大しております。また、インターネットの発達、普及によりまして、企業間の電子商取引が拡大しております。しかし、消費者がインターネット上から海外の企業の商品を購入する、そういう機会も増加している

ます。されど、その結果、紛争が発生する可能性があります。したがいまして、国際的な民事紛争は相当程度増加しているものと考えております。

そこで、訴訟の審理期間についてでござりますが、この点は事案ごとに異なりますので、本法律案が成立した場合にどの程度審理期間が短縮されるかにつきましては、具体的にお答えすることは困難な状況でございます。

ただ、本法律案では、訴えの類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を明文で規定してお

りますので、本法律案が成立した場合には、国際的な民事紛争において日本の裁判所の管轄権が争われたとしても、裁判所がその訴えについて管轄権を有するか否かの判断を迅速にすることができるようになるものと思われます。したがいまして、本法律案が成立することによりまして、国際的な民事紛争が迅速に解決されることにつながるもの、こう考えております。

そこで、今回の中国船の船長の問題について、鈴木長官もおいでいただきましたので、これから質問させていただきたいと思います。

○平沢委員 民事局長、ありがとうございます。た。民事局長、どうぞ、もう結構です。

今回の件は、大きくやはり二つ間違えたんです。

そこで、今回の中国船の船長の問題について、鈴木長官もおいでいただきましたので、これから質問させていただきたいと思います。

○平沢委員 民事局長、ありがとうございます。た。民事局長、どうぞ、もう結構です。

まず、ビデオの公開について言えば、私が後藤田官房長官の秘書官のときには、大韓航空機の撃墜事件、あのとき随分どうするかともめた。だけれども、まさに政治責任で、政治判断で、あの交信記録を、日本にとっての若干のマイナスはありますよ、それは傍受能力が出てしまうわけですから。

まず、ビデオの公開について言えば、私が後藤田官房長官の秘書官のときには、大韓航空機の撃墜事件、あのとき随分どうするかともめた。だけれども、まさに政治責任で、政治判断で、あの交信記録を、日本にとっての若干のマイナスはありますよ、それは傍受能力が出てしまうわけですから。

そこで、きょう鈴木長官が来られていましたけれども、結局控えました。

よ。悪質な事件と言ったこの事件、そして、だからこそ逮捕したわけでしょう。この事件で、過去に例があるにもかかわらずビデオを公開しなかつた理由をちょっと教えてください、鈴木長官。

まず、今回の事件につきまして、ビデオを公開しなかつたということにつきましては、検察当局と私ども海上保安庁が協議をして、公開しないこととしたわけであります。

そこで、北朝鮮の不審船事件、委員御指摘の二回の事件につきましては、私どもが、一回目は威嚇射撃をしながら追跡をした。あるいは二回目につきましては、威嚇射撃をし、さらに船体に向けての威嚇射撃をしたところ、相手方が撃つてくるというよ

うな事態に対し、こちらがさらに正当防衛射撃もするというような事案でありますので、これは極めて異例の事態ということで、しかも、私どもが撃つて立ち向かったとの正当性も公開する

ということで、公開に踏み切ったと承知しております。

北朝鮮の不審船事件、委員御指摘の二回の事件につきましては、私どもが、一回目は威嚇射撃をしながら追跡をした。あるいは二回目につきましては、威嚇射撃をし、さらに船体に向けての威嚇

射撃をしたところ、相手方が撃つてくるというよ

うな事態に対し、こちらがさらに正当防衛射撃もするというような事案でありますので、これは極めて異例の事態ということで、しかも、私どもが撃つて立ち向かったとの正当性も公開する

ということで、公開に踏み切ったと承知しております。

○平沢委員 今、鈴木長官は、こちらの正当防衛を主張するためになられしなきやならなかつたといふようなことを言つておられました。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

今、この関係で、きょうのスポーツ紙に出ていますけれども、中国語の捏造の動画が出ているんですね。きのう、私、これをネットで見てみたんです。

こういう形で、今回の件は中国は何と言つていいんですか。中国は、日本の船が中国の漁船にぶつかってきたということを言つてゐるんでよう。だつたら、今、要するに、北朝鮮の不審船の場合は正当防衛ということをきちんと主張しないやならないからビデオを公開したと。何で今日は公開しないんですか。もう一回、鈴木長官。

○鈴木政府参考人 これは、あくまで検察当局と私どもが協議をいたしまして海上保安庁の警備、取り締まりにおける秘匿性の問題、あるいは関係者の名譽、人権の問題と、それからさらには、まだ今、処分保留の段階でありますので、そういうことも含めまして総合的に判断したものでございます。

さんの検挙等に与える影響そのほかを考慮して、しかし、公算上の必要ということで衆議院の方の予算委員会から要請を受けましたので、考慮して、六分五十秒に編集して出させていただいた、こういう経過でございます。

○平沢委員 では、法務省に聞きます。
検察庁にも告発が出ているんですけども、今
警察が言つたのと同じような罪名でしょうか。
それで、法務省も、こういう告発が、今言つた
ように国家公務員法とか不正アクセス禁止法

に流出した人がいるかもしれないと言われている
わけでしょう。そういう中で、両方に告発をいた
た、この理由は何なんですか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

本件映像は、刑事事件における証拠と同様の内

○平沢委員 さつぱりわかりません。事件は終わっているんですよ、相手がいなくなつたんですね。
事局長も心中ではおかしいと思っているでしょ
うから、それはそれ以上あれしませんけれども。
そこで、きょうは警察庁も法務省も来てもらつ
ていますからあれしますけれども、今回、この動
画の流出で神戸の保安官が今、調べを受けていま
す。これは国民から見たら、一番悪い中国人は福

○西川政府参考人 まず、同一の事件について複数の捜査機関に告発を行うこと、これについては特段の規制はございません。
検査体制でやるのかわかりませんけれども、ともかく、今まで両方に、これは捜査機関の連携も非常によいにややこしくなつてくると思うだけれども、そういう例を聞いたことがあるのか。刑事局長、どうですか。

容であり、その映像が流出することは、本件の捜査のみならず、今後の同種事件の捜査及び海上警備・取り締まり活動に重大な影響を与えるものであります。

しかしながら、私どもとしてまず内部調査を行いましたが、本件にかかる事実関係を早急に明らかにすることについては限界があるため、刑事告発して、刑事手続をして、徹底的に調査する必要があると判断いたしました。この事案の重大性

○平沢委員 長官 ちよつと語尾がはつきりしな
いから、語尾をはつきり言ってくださいよ。
それで、もし百歩譲って刑事案件ということであ
れば、九月二十五日の未明に石垣空港を、あけ
てはいけないあれをわざわざあけさせて、そして
特別の待遇で帰しちやつたんでしょう。もうこれ
は事件になるはずないじやないですか。三〇〇%
事件になる可能性はないじやないです。だつ
て、もう被疑者がいなくなつちやつたんだから。
そうしたら、もうビデオを公開してもいいじやな
いですか。これはどうなんですか。これは刑事局
長でもいいです。

さちやつて、そして今、動画を流出したあれを一生懸命、大々的にやつているんですよ。どうもこれは違和感がある。流出していいということは言わないけれども、しかし、一番悪い中国人の船長は帰しちやつて、何でこんな大々的な捜査をやるのか。

そこで、まず聞きたいんですけども、警察、これはどういう告発を受けたんですか。それで、罪名はなんですか。それで、警察と検察と同時に告発しているなんという例は今まであるんですか。ちょっと教えてください。

それから、結論から申し上げますと、例えば警察署と検察院双方に告発が行われて、連携して捜査をした、こういう例はございます。

○平沢委員 例はあるというのは先ほども警察庁が言つたんですけども、それは普通のことなんですか。

だつて、両方にやられたら、両方の捜査機関が全く知らないで別々にやつていつたらどうするんですか。捜査の無駄になっちゃうじゃないですか。片つ方は片つ方で捜査をしている、片つ方は片つ方で捜査をしていい、これはどうなるんですか。どこで一致するんですか。初めから合同捜査

○鈴木政府参考人　お答えいたします。
先ほども申し上げましたように、事案の重大性
にかんがみまして、徹底的な捜査を行うためには
海上保安庁本庁でまず告発を行うこととし、在京
の警視庁と東京地検双方に告発を行つたものでござ
ります。

○平沢委員　私のに答えてくださいよ。それは
事案が重大だと今長官は言われた。事案が重大だ
と。重大だから検察に告発する、あるいは警察に
告発する、これでいいじゃないですか。何で両方
に、今までほとんど例がないような形で両方に告
発したのかと私は聞いているんです。

○西川政府参考人 まず、大前提として、刑事訴訟法四十七条规定のことになりますが、この訴訟に関する記録ということになりますけれども、法律は、公判の前には公にしてはならない、こういうことになつております。

この射程距離というのは、起訴された事件だけを対象にしているわけではございませんで、処分保留中の事件、それから不起訴になつた事件も含めて、基本的に、刑事の事件記録それから証拠を含めて、そういうものについては不開示である、これが大原則である。ただ、ただし書きがついている、こういうことになつております。

これを前提に、今回、この事情に、さらに海保

告発は、国家公務員法違反それから不正アクセス等の疑いということで告発を受理しております。

それから、検察と警察の両方での捜査ということとでございますが、連携協力しながら捜査に当たっているということでござります。(平沢委員)

「そうじやなくて、告発が両方に同時になされるということはあるんですけど聞いてる」と呼ぶ

これまでには、過去に例がないわけではございません。金融犯罪において、同一事実で検察と警察の双方に告発がなされたケースはござりますけれども、一般的には非常にまれなケースというふうに考えております。

○西川政府参考人 網羅的に把握しているわけではございませんけれども、両方にというのは、例としては少ないというふうに思います。

それから、そういう場合については、当然のことながら、捜査に無駄が生じないように、連携をして、どの部分は主にどちらがやるということを協力しながら進めるというのが通常だというふうに理解しております。

○平沢委員 そこで、海保の鈴木長官。極めてこんなケースは異例なんですよ、双方に告发する。しかも、今回は、検察の方は、場合によつては中

にかんがみ、徹底的な捜査を行つていただくために、警視庁と東京地検の双方に告発させていたただきました。

○平沢委員 全く答えになつていないです。ということは、これは、事案が重大なときは、今度から両方に告発しなきやならないということになりますよ。今の鈴木長官の言葉でいえば。そうじやないんですよ。それは、検察に告発しようが検察相手に告発しようが、両者はお互に助け合つて、協力して、連携していくやるでしょう。なぜなら、両方にやる必要があるのかということを聞いているんですから。

では、例えば検察に告発したら、これは重大だ

から両方にやるんですか。では、これから重大なものは全部両方にやるんですか。では、片っ方だけに告発したら、これは重大じゃないということですか。もう一回答えてください。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますが、これだけ国民の関心も高い重大な事案でありますので、徹底的に捜査を行つていただくために、警視庁と東京地検の双方に告発をさせていただきました。

○平沢委員 これ以上聞いてもしようがないけれども、鈴木長官に言つているのは、事案が極めて重大だから、徹底した捜査をやるには両方に告発しないとできないというふうにも聞こえるんだけれども、そんなばかなことないですよ。これはこれでいいですが。

では、警察。今、どんな体制でやっているんですか、この捜査。

○金高政府参考人 警視庁と沖縄県警察によるおむね六十名体制の合同捜査本部を設置して捜査を行つております。

○平沢委員 六十名の合同捜査本部だそうですが、犯罪が複数の都道府県にまたがる場合でも、警察庁刑事局長、合同捜査本部をつくるような事案というのは、通常どういう事案をいいますか。

○平沢委員 合同捜査本部の設置につきましては、犯罪が複数の都道府県にまたがる場合で、捜査を効率的に進めるために必要と判断されるときに、いずれかの警察本部の主管部長を捜査指揮官とする合同捜査本部を設置して、統一的に捜査を行うというものです。

○平沢委員 法務省の方はどういう体制でやっていますか。

○西川政府参考人 檢察当局におきましては、告発を受けた東京地検、この検事、事務官だけではなくて、その他の検事、事務官の他庁からの応援も得まして、二十人弱ぐらいの体制を組んでおります。

○平沢委員 異例の捜査体制でやっているんですよ。今、法務省は二十人弱で体制を組んでいる

と。検察庁で二十人体制といつたら、余り例がないですよ。警察も、沖縄と警視庁が合同捜査本部をつくつていて。それだけ重大な事件だということを言つていいわけでしょう。

これだけ重大な事件の一一番の張本人はその船長じゃないですか、今の話を聞いていると。何でそんなん、重大な事件、重大な事件ということをずっと今捜査当局が言つて、その重大な事件の張本人の船長は帰っちゃうんですか。おかしくないですか。しかも、わけのわからない理由で帰っちゃつた。これはおかしくないです。

海保の長官に聞きますけれども、これは刑事告発すると。刑事告発しなくて、例えば国家公務員法は、八十二条で懲戒というのができますね。この懲戒の中には、例えば国家公務員にふさわしくない行為をした場合には、免職だと停職だと減給だとか戒告だとかの処分が国家公務員法の八十二条に書いてあります。こういう国家公務員法じゃなくて、告発して刑事案件で徹底的にやれと。これは鈴木長官の判断なんですか、馬淵国交大臣の判断なんですか、仙谷官房長官の判断なんですか、総理の判断なんですか。だれの判断なんですか、告発して徹底的にやれといふんです。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

本件ビデオ流出事案を私ども察知いたしましたのが十一月五日の未明、一時ごろでございまして、その後、直ちに沖縄向けの朝の第一便で担当官二名を派遣し、さらに六名を追加して派遣して、合計八名で、土日も返上して現地の調査をいたしました。

徹底的にやりましたが、私どもが作成して那覇地検に提出したビデオとほぼ同一の内容のビデオが流出しているという事態は把握いたしましたが、流出経路については特定できませんでした。パソコンのデータの解析等もやつたわけであります。

○平沢委員 の名前で告発するということになつたわけあります。

○平沢委員 わかっていますよ。長官、私のに答えてください。

○平沢委員 それは鈴木長官の名前で出たことはあります。告発する、徹底的に捜査しろということとの判断は、鈴木長官単独の判断なんですか、それとも

上の指示があつたんですかと私は聞いているんです。もう一回答えてください。

○鈴木政府参考人 海上保安庁として判断し、私の名前で告発状を出させていただきました。

○平沢委員 では、これについては、鈴木長官、国交大臣には、あるいは官房長官、総理には報告したのかしなかつたのか、そのときはどうだったのか、それをちょっとと答えてください。

○鈴木政府参考人 御報告はしております。

○平沢委員 今回の件を告発しろという指示とかそういうものは、一切なくて、それは鈴木長官の単独の判断ということですか、もう一回確認します。上から、これを告発しろとかという、特にそういったあれはなかつたということをいいですか。

○鈴木政府参考人 私どもの内部調査の状況等について御報告はしておりますが、告発については私どもの判断でやらせていただきました。

○鈴木政府参考人 官房長官は何と言つてますか、極めてこれはゆゆしき事態だということを言つてついているじゃないですか。官房長官は流出がゆゆしき事態だと。それで、今、鈴木長官は極めて重大な事案だ、こう言つて。こうした事案の張本人は、わけのわからない理由で帰っちゃつたんです。

では、鈴木長官、聞きますけれども、私は国民の声が常に正しいとは思いませんよ、だけれども、今回件で国民党は相当怒つていてると思つます。今、海保に国民党からどういう声が寄せられてるのか。いろいろな声が寄せられているというのも新聞で散見しますけれども、電話でもメールなどで、月曜日に、八日に、警視庁と東京地検に私たちは責任をとらないことにしようとしているんですよ。後藤さんは何と言つたか知つていますが、何かあつたら政治家が責任をとるんだと言つたんですよ。今、政府は、あれを聞いてくださいよ、今の仙谷官房長官、何と言つたんですか、執行職と政治職は違うんだと。あなたの首をとつて、ほかの人の責任は、政治家は責任をとらないで逃げようとしているじゃないですか。これ

訳を教えてください。これは通告してありますよ。

○鈴木政府参考人 失礼いたしました。

今回の映像流出に関しては、十一月五日以降、電話は約千件、メールは約二千三百件が海上保安庁本庁に寄せられております。

ただ、さまざま意見が寄せられておりますで、膨大でありますので、これを一律に分類するというのは難しゅうございます。さまざまな意見意見が圧倒的に多数寄せられていると新聞に出てますけれども、それは海保から出たんじゃないんですね、新聞が勝手に書いたんですね、今、全多くは、今の流出したとされる保安官を擁護する意見が圧倒的に多いです。

○平沢委員 では、新聞に出来てるのは海保が出たんじゃないですか。海保に寄せられた点の意見が圧倒的に多いですか。海保官を擁護する意見が圧倒的に多いですね、新聞が勝手に書いたんですね、今、全

はひきょうじやないですか。それをちゃんと言ひなさいよ。それで、あなたは政府をかばおうとしているんじゃないですか。

どう考えたつておかしいでしよう。仙谷官房長官の言っているのはおかしいんですよ。なぜならば、かつて政治職で責任をとつて、例えば、国家公安委員長いませんけれども、事件が起つて、国家公安委員長が責任をとつてやめたケースだつてあるんですよ。ライシャワーさんが傷つけられたときだつて、国家公安委員長が責任をとつたんですよ。だから、何も政治職の方は責任をとる必要はないよなことを仙谷官房長官が言つています。

されども、あれは極めてとんちんかんな発言ですよ。あなたの首だけとろうとしているの、それはおかしいと私は思うよ。

もう一回答えてください。それは、声があるんでしよう。どんな声が寄せられているのか、鈴木長官。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、大変多数のメール等も入つておると承知しております。

○平沢委員 鈴木長官も立場上、しかもここにみんながいるところで言いにくいんでしょう。それで、大臣にお聞きしますけれども、私が最初に申し上げましたように、今回はやはり大きな判断ミスをされているんですよ。それは、この事件が起つた直後に、かつて能登半島沖あるいは奄美大島沖事件のときのように、ビデオを公開すればよかったです。そうすれば何といふことはなかつた。その後の展開は随分違つたでしよう。

それで、逮捕したら、あんなわけのわからない理由で、しかも、勾留延長したその途中で釈放する、こんなばかなこともしちゃいけなかつた。

それでは、船長は帰つちゃつた、そういう中で、今は流したことを私は認するわけではないです。これは、しかし、これからどこが秘密に当たるのかといろいろ問題になるでしょ。これからいろいろと、これはどうなるか、事

件の展開だからわかりません。しかし、こちらが凶悪犯人みたいな形で大々的な捜査本部をつくつて、警視庁もそれから地検の方も大々的に投入して、まさに超凶悪犯人をとつ捕まえるような、極悪犯人を捕まえるような形で今捜査をやつていて、張本人は中国に逃げていつてVサインを出している。どう考えたつて、国民の感覚かはおからかいとおかしくないですか。バランスを失していませんか。法務大臣、どうですか。

○柳田国務大臣 先生のお考えは、しっかりと聞かせてもらいました。

私は、当局は、法と証拠にのつとつて適切に判断したというふうに考えております。

○平沢委員 これではどうしようもないですね、この国の先は。みんなコメントしか出でこないんじや。

海上保安官は、現場で命をかけて闘つているんですよ。その海上保安官が、ぶつけた船長を捕まえたわけでしよう。これから、海上保安官現場でどうやって取り締まりしらいいんですか。自分たちが一生懸命取り締まりして、そして、そこでも不法行為をした者がいたつて、わけのわからぬ理由で政府は釈放してしまうということになつたら、もうばからしくてやつていらなくなりますよ。命を張つて現場で頑張つてくれているわけですから。

では、これから取り締まりにどういう影響が出ると大臣は思われますか。もう一度答えてください。

○柳田国務大臣 取り締まりを行うのは私の所管であります。大臣は思われますか。もう一度答えてください。

○稻田委員 時間が来たら終わりますけれども、大臣はやはり治安の責任者なんですか。それ

件の展開だからわかりません。しかし、こちらが凶悪犯人みたいな形で大々的な捜査本部をつくつて、警視庁もそれから地検の方も大々的に投入して、張本人は中国に逃げていつてVサインを出している。どう考えたつて、国民の感覚かはおからかいとおかしくないですか。バランスを失していませんか。法務大臣、どうですか。

○奥田委員長 次に、稻田朋美君。

○稻田委員 自由民主党の稻田朋美でございます。

ただいまの平沢議員の質問を、私も大変共感を持て聞きました。

そこで、私も大臣に冒頭お伺いをいたしたいことがあります。私、予算委員会、それから当法務委員会での質疑に対する大臣の答弁を、きょうの答弁も含めましてずっと聞いていますけれども、何か他人事。ビデオも見ない、そして釈放も、そしてビデオの公表についても、那覇地検から送られてきたビデオの編集についても、大臣は常に、検察独自の判断であるとか、法と証拠に基づいてとか、その答弁をオウム返しのように繰り返しておられるんです。

その上で、本法案についてなんですけれども、本法案は、国際的な民事裁判の管轄を定めたものであります。

今回の尖閣での中国の衝突事件に関して、我が国が聞きたいのは、法務大臣、国民の生命、身體、財産、領土、名譽、それを守る法務大臣として、この中国人船長の問題について、釈放やら、ビデオ公表やら、そしてビデオの編集やら、今回のことについて、一体、どのような意思でもつてどのような判断をし、どのような意向を持つてこの問題に取り組んでおられたのか、その点について、冒頭、お伺いをしたいと思います。

○柳田国務大臣 私としては、法を守る、法秩序を守る、同時に、国民の生命財産を守る、それを旨として、これからも頑張つていく所存であります。

○柳田国務大臣 本法律案の規定によりますと、一般的としては、日本の領海内で、外國の船舶が日本の船舶に衝突して、日本の船舶が損害をこう

むった場合、損害賠償の訴えを日本の裁判所に提起することは可能であるというふうに考えております。

そのような訴えをすることができるのかということでありますけれども、その財産を管理する行政が判断すべきことだというふうに考えておりますので、私の方のコメントは控えさせていただきます。

○稻田委員 それが人ごとなんですよ。今の答弁が人ごとなの。

この法案で日本の国に管轄権があることはわかりました。そしてまた、「よなくに」と「みずき」の二隻について損害が生じているんです。ただ、その損害額がどれだけかということを今鑑定しているんだという答弁がありました。鑑定結果が出れば、損害賠償、小さくありませんよ。それを、この国の法務大臣として、損害賠償を請求する意思、これを、管轄じゃないから答えられない、も自体がおかしいと思つております。ぜひ検討いただきたいと思います。

冒頭、秋田の弁護士殺害事件についてお伺いをいたしました。

十一月四日に、秋田の弁護士が刺され、殺害されるという事件が起きました。この事件については、駆けつけた警官が、当初、被害者と加害者を間違つて取り押さえられたというような報道もされております。結果として、弁護士さんが被害に遭われて、命を落とされたわけでありますけれども、国家公安委員長、簡単に、この事件についての御感想と、また反省点などについてお伺いをいたしたいと思います。

○岡崎国務大臣 稲田委員にお答えをいたしました。

まず、今月四日前後五分ごろに、被害者の奥様の方から、主人のことを殺すと言つてゐる男がいる旨の一〇番通報がございました。機動捜

査隊員が午前四時十二分、およそ六分半後ぐらい合っている二人を、男性を発見して、その二人をまず引き離しをした。しかし、その際、一人がけん銃を手にしていることを発見して、これを取り上げようとなっていましたけれども、けん銃を手にしていた男性が被害者であるということが判明いたしました。

そこで、そのもみ合つてゐるところから、この被疑者は真っ暗い応接室の方に逃げ込んでしまつたわけですけれども、その男を逮捕しようと応接室に入ろうとしたときに、持つていた剪定ばさみ、それを持って、刃物を向ながら、真っ暗い応接室から飛び出しました。そこで警察官は身をかわした、とつさのことですから。大体一分半くらいのことなわけなんですかと、被疑者が突進していったということで、そのまま、それが被害者に対する命を奪うということになり、命を守ることができなかつた。

しかも、けん銃を取り押さえるということで、やはりそのときにつかりと、例えば防護服のものでやりましたけれども、残念ながら命を守ることができなかつたその一分半の出来事について、やがておりませんでしたし、持つていつていなかつたというようなこともございました。

ですから、大変短い時間のことはありましたけれども、結果として、大変に申しわけない結果だつたというふうに遺憾に思つてゐるところでありますし、大変残念な結果を引き起こしてしまつたというふうに思つております。

○稻田委員 事実関係をぜひ精査いただいて、反省すべき点を反省して、これからは事件に生かしていただきたいと思っております。

さて、この事件の犯人は、けん銃を数年前に中國人から購入したと言つてゐるようですが、奥様の方から、主人のことを殺すと言つてゐる男がいる旨の一〇番通報がございました。

す。

○小谷政府参考人 お答えをいたします。

けん銃の入手経路の捜査状況でございますので、お答えをさせていただきます。

この事件のけん銃について、被疑者の方から、けん銃を中国人から入手したというような報道がありますので、詳細、お答えは差し控えさせていただきますが、一般論で申し上げますと、けん銃の入手経路につきましては、被疑者に対する取り調べを徹底するほか、押収したけん銃に対する鑑識活動あるいは製造国に対する照会等を行います。ただいまが、解明に努めているところでござります。

○稻田委員 国家公安委員長、この間、平沢議員が予算委員会で、国家公安委員長がかつてトミ子マガジンで発言をされた内容について質問をされました。私も読みましたけれども、その中で、入

国管理局が外国人犯罪を契機に中国人の入国審査を厳格化していることを批判されております。また、外国人犯罪がふえていると書いていますが、日本人が犯した場合には立件もされていないような軽微な犯罪が多いということを書かれています。

まず、政府参考人にお伺いをいたしますけれども、外国人だからといって軽微な事件を立件する

人が犯した場合には立件されていないような軽微な犯罪で外国人は立件されているんだ、だから外国人犯罪がふえているんだということを書かれております。

○稻田委員 今のお伺いをいたしました。

私は聞きたかったのは、あなたはかつて、日本

人が犯した場合には立件されていないような軽

微な犯罪が多いということを書かれております。

まず、政府参考人にお伺いをいたしますけれども、外国人だからといって軽微な事件を立件する

人が犯した場合には立件されていないよう軽

微な犯罪が多いということを書かれております。

○小谷政府参考人 お答えをいたします。

警察におきましては、違法行為がありますけれ

ば、日本人、外国人を問わず、公正に取り締まりを行つてると承知いたしております。

○稻田委員 国家公安委員長にお伺いをいたしま

すけれども、今の政府参考人の答弁を聞かれて、私もそのとおりだと思ってるんですけども、それ

かつてあなたがこのマガジンの中で書かれた、外國人だからといって軽微な犯罪でも立件されてしまつたんだというような認識については改めて改められたでしょうか。

○岡崎国務大臣 立件されるような問題について

摘要されていると書いて、そうだという趣旨で書いています。

今も、それは誤解を与えたとおっしゃって、今

メルマガは平成十六年のことでございましたけれども、平成十五年に二万一千人を超える、現在は一万三千二百五十七人ということで、総検挙の人数というのはそういうようなことになつておりますけれども、そのときに、外国人の人たちの問題を訴えられた方が部屋にいらして、それについてそういう

ことは、そのことをメルマガに表現をいたしましたけれども、今御答弁がございましたように、警察においては、違法行為があれば、日本人、外國人を問わず公正に取り締まりを行つていく、このことを私も今踏まえていたところでございま

す。

○稻田委員 あなたがお答えをいたしました。

けん銃の入手経路について、被疑者の方から、けん銃を中国人から入手したというような報道があ

りますので、詳細、お答えは差し控えさせてい

ただきますが、一般論で申し上げますと、けん銃

の入手経路につきましては、被疑者に対する取り

調べを徹底するほか、押収したけん銃に対する鑑

識活動あるいは製造国に対する照会等を行いま

す。ただいまが、解明に努めているところでござ

ります。

○稻田委員 今のお伺いを聞いて、意味がわかりま

せん。

私は聞きたかったのは、あなたはかつて、日本

人が犯した場合には立件されていないよう軽

微な犯罪が多いということを書かれております。

まず、政府参考人にお伺いをいたしました。

私は聞きたかったのは、あなたはかつて、日本

人が犯した場合には立件されていないよう軽

微な犯罪が多いということを書かれております。

○小谷政府参考人 お答えをいたしました。

警察におきましては、違法行為がありますけれ

ば、日本人、外国人を問わず、公正に取り締まりを行つてると承知いたしております。

○稻田委員 国家公安委員長にお伺いをいたしま

すけれども、今の政府参考人の答弁を聞かれて、私もそのとおりだと思ってるんですけども、それ

かつてあなたがこのマガジンの中で書かれた、外

國人だからといって軽微な犯罪でも立件されてしまつたんだというような認識については改めて改められたでしょうか。

○岡崎国務大臣 立件されるような問題について

摘要されていると書いて、そうだという趣旨で書いています。

今も、それは誤解を与えたとおっしゃって、今

はその認識ではないというのであれば、ここで訂正をしていただきたいわけですねけれども……(発言する者あり)

をと言ふのが私はおかしいと。では、このマガジンの時点では、あなたはそういうふうに認識をしていたんじゃないんですか。

(発言する者あり)
○奥田委員長 御静粛に。

○岡崎國務大臣 確かにわかりにくい不十分な表現であったということを思つております。指摘をされたそのものを私はマルマガに表現をしておりました。

○稻田委員 指摘をされたことに同意をされたから、わざわざこのマガジンに、外国人犯罪がふえていると言いますけれども、日本人が犯した場合には立件もされていないような軽微な犯罪が多いことが指摘されているんですね、そのようにあなたがそれを誤解だつたと言ひ張つて訂正をされないということ自体、私は国家公安委員長としての姿勢に大変疑問を持ちます。

次に、前回ここで大臣とも討論になりました反日デモのことなんですね。前回の私の質問に大臣は、反日デモに参加したことは、それは国益に合致するんだ、ただ、それを反日と誤解されたことを反省しているという答弁をなさいました。ということは、あのデモに参加されたこと自体については、それは国益に合致するんだということをおっしゃったわけであります。

そして、あなたは、自分は知らなかつたとおっしゃっておりますけれども、日本反対、そして日本国旗にバッテンのあるポスターの前で、日本大使館に向けて、いわゆる従軍慰安婦に対して補償せよとこぶしを上げて叫ぶということをなさつていたわけでありますけれども、私の質問の後に、参議院の西田議員の質問に答えて、そのデモの中での報告の内容は、当時、あなたが成立に向けていた活動の法律についての報告であるとお答えになつていて、その法律には慰安婦の方々に個

人補償をするべきだということが書かれておりま

す。

本日お伺いをしたいことは、大臣は、日本国政府がいわゆる従軍慰安婦と言われる方々に個人補償をすべきであるという考え方をあなたはされました。

○岡崎國務大臣 私どものこの法案の説明に、私はこの集会に参加をしたわけですけれども、戦争の被害者である女性たち、今、八十年代、九十年代になんなんとする皆さんたちに寄り添つて、過去の問題について取り組むことが大事だと慰安婦問題について取り組んだわけでございます。

先日の答弁は、議員立法の内容を問われましたので、その名譽回復のために金銭の支給を含むことになつて、いるということで説明をいたしました。法案では、個人補償という言葉は使つておりますが、その点について取り組むことが大事だとお伺いをいたします。

○稻田委員 質問時間が限られております。ですから、私は端的に、あなたは、日本国政府が、戦争犯罪の、いわゆる従軍慰安婦に対する、戦争被害者に対する個人補償をすべきであると考えています。

○稻田委員 質問時間が限られております。ですから、私は端的に、あなたは、日本国政府が、戦争犯罪の、いわゆる従軍慰安婦に対する、戦争被害者に対する個人補償をすべきであると考えています。

○稻田委員 須要の所管の、議員立法をこの法務委員会でお答えする立場ではないわけですが、「いや、法案じゃ……」と呼ぶいや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

○稻田委員 あなたの、内閣委員会、平成十四年七月二十三日の議事録があるんです。そこに、名譽回復の措置なんですか、自分の人間の尊厳、名譽を回復する、名譽の回復の措置として当然それは

個人補償もついてくると。個人補償という言葉を使つて法案のことをおっしゃつておられますか

から、個人補償は入つてゐるんですよ。ですから、個人補償をすべきであるという考え方をあなたは今もお持ちなんですね。それは間違いないことだと思います。

法務大臣にお伺いをいたします。

多くの戦後補償裁判が提起されておりますけれども、中には慰安婦であつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

けれども、その点についてお伺いをいたします。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見えをいただきました。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結局、あなたは、法的には決着しているけれども個人補償はすべきであるという考え方であり、それは、戦争被害についての戦後補償ではないという政府の方針に違反している、内閣内でその点については不一致があるということが今の答弁でわかったと思います。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結局、あなたは、法的には決着しているけれども個人補償はすべきであるという考え方であり、それは、戦争被害についての戦後補償ではないという政府の方針に違反している、内閣内でその点については不一致があるということが今の答弁でわかったと思います。

○稻田委員 それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいただきました。

新聞報道では、昨日、家族会の方と高木文部大臣が面会になつて、既に十一月五日に朝鮮学校に対する高校無償化の指定は教育内容は問わないといふ内容になつてゐるんですけども、その教育内容の是正について何らかの措置をとるというよう

な内容の話し合いが行われたという報道がありま

すけれども、その点についてお伺いをいたしま

す。

○笠大臣政務官 稲田委員の質問にお答えをいた

ければいけないということをおっしゃつております。

そもそも、法案をつくる前提のところでも、憲法には全くかかわりがないところなので、野中

官房長官の時代にも、小渕政権の時代ですね、そ

の時代にもそのようなことを言つて、法案をつく

るということに関しましては、それはやつてよろ

しいというようなことでございました。

その前に、稻田委員も御存じのように、九三年の河野官房長官の談話がしつかりあり、自民党政権も、それの首相は、そのことをきちんと踏まえてということについて答弁をしていると思

ります。

○稻田委員 お答えをいたしました。

それでも、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

した。

そもそも、法案をつくる前提のところでも、憲

法には全くかかわりがないところなので、野中

官房長官の時代にも、小渕政権の時代ですね、そ

の時代にもそのようなことを言つて、法案をつく

るということに関しましては、それはやつてよろ

しいというようなことでございました。

その前に、稻田委員も御存じのように、九三年の河野官房長官の談話がしつかりあり、自民党政

権も、それの首相は、そのことをきちんと踏

まえてということについて答弁をしていると思

います。

法務大臣にお伺いをいたします。

多くの戦後補償裁判が提起されておりますけれども、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

ます。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいただきました。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結

局、あなたは、法的には決着しているけれども個

人補償はすべきであるという考え方であり、それ

は、戦争被害についての戦後補償ではないという

政府の方針に違反している、内閣内でその点につ

いては不一致があるということが今の答弁でわ

かったと思います。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 お答えをいたしました。

それでも、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

ます。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結

局、あなたは、法的には決着しているけれども個

人補償はすべきであるという考え方であり、それ

は、戦争被害についての戦後補償ではないという

政府の方針に違反している、内閣内でその点につ

いては不一致があるということが今の答弁でわ

かったと思います。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 お答えをいたしました。

それでも、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

ます。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結

局、あなたは、法的には決着しているけれども個

人補償はすべきであるという考え方であり、それ

は、戦争被害についての戦後補償ではないという

政府の方針に違反している、内閣内でその点につ

いては不一致があるということが今の答弁でわ

かったと思います。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 お答えをいたしました。

それでも、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

ます。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結

局、あなたは、法的には決着しているけれども個

人補償はすべきであるという考え方であり、それ

は、戦争被害についての戦後補償ではないという

政府の方針に違反している、内閣内でその点につ

いては不一致があるということが今の答弁でわ

かったと思います。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 お答えをいたしました。

それでも、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

ます。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 答弁が長かつたんですけども、結

局、あなたは、法的には決着しているけれども個

人補償はすべきであるという考え方であり、それ

は、戦争被害についての戦後補償ではないという

政府の方針に違反している、内閣内でその点につ

いては不一致があるということが今の答弁でわ

かったと思います。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

えをいたしました。

○稻田委員 お答えをいたしました。

それでも、中には慰安婦があつた人からの裁判も起こそされていますが、戦後補償裁判における国の訴訟方針についてお伺いをいたします。

○柳田國務大臣 個人の損害賠償請求は、法根拠がなく、認める必要はないと考えております。

○稻田委員 この点については最高裁判例もあり、国同士の平和条約の賠償によつて決着がついた。法案では、個人補償を使うことは、国際法上における正義に反していると私は考えておりますけれども、この点についての岡崎大臣の見解をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 私は、政府の方針でありますサンフランシスコ条約、あるいは二国間条約で解決済みであるということを承知しているところでございます。

○稻田委員 ということは、あなたもそれはお認めになる、そういう趣旨でございますね。

○岡崎國務大臣 私どもの法案は……(稲田委員「いや、法案じゃ……」と呼ぶ)いや、でも、法案が一番、これまで訴えてきたのは、その法案をもとにしてやつてまいりました。その法案は、条約で解決済みであるということを認めた上で、人権のための法案でございます。もうそこに集約をされておりますので、名譽回復、尊厳の回復の措置としてというふうに繰り返し申し上げておりますのは、法的な解決済みということを承知している

ます。

それでは、次の質問をいたします。

朝鮮学校に高校授業料無償化が適用されることになりますけれども、きょう、笠政務官にお見

この無償化、北朝鮮の朝鮮学校を指定するのか、この拉致問題を抱える中で、特に巷間言われている翻訳本が、今ごらんになつてていると思いますけれども、その中における拉致問題等々に対する表現あるいは中身について大変な憤りをお示しになつておりました。

私も、高木大臣の方から、この拉致問題が國家の最重要課題であると考えていることは当然のことです。そこでございまして、その上に立つて、この教材の内容についてもしっかりと、政府見解などと異なる記述がある場合には自主的な改善を強く求めしていく、繰り返し求めていく、そのことをお伝えをし、また御案内のとおり、朝鮮学校のある都道府県、この知事さんたちも、補助金を長く出しておられますので、そうした都道府県にも同じような協力を呼びかけながら促していきたいというようなことをお話しさせていただいた次第でございました。

○稻田委員 ただ、指定前に改善の要求をするについては法的な根拠もなく、そして、それに従わなかつたとしても指定そのものをしないということにはなつていません。

そこで、法務大臣にお伺いをいたします。

法務大臣は、ずっとと貫して、朝鮮学校の教育内容に問題がある、大韓航空機事件はでっち上げだと書かれていたり、拉致問題が反朝鮮人運動だと書かれている、その内容については承服できぬい、この今まで無償化することについても承服できないという趣旨の発言をされてきたわけですねども、大臣は、今回のこの文部科学大臣談話に對してどのような感想をお持ちでしょうか。

○柳田国務大臣 法務大臣としてコメントを述べたことはございません。

私が拉致担当大臣も兼務しているといふことで、拉致担当大臣としての御意見を、家族会やいろいろな人と話をしながら、それが当然だという思いに立ち至りましたので、拉致担当大臣としてお話を申し上げました。

当委員会で拉致担当大臣としてのコメントを言

うのはどうなのかと思つています。

というのは、私も十九年近い国会生活をしてますけれども、先例によつて、当該の大臣が答弁をするようにというふうに聞いておりますので、私がここで答弁するのはどうかなと思うのでありますけれども、稻田委員におきましては、私が今まで言つてきたことを理解していただいて私の考え方を理解してもらえれば、そう思います。

○稻田委員 情けないですよ、法務大臣、今の答弁私は、こんな人がこの国の閣僚であるということを非常に情けなく思います。

法務大臣であつて拉致担当大臣ではないので、これは答えるべきではないとか、そういう問題じゃないんですよ。この拉致問題というのは、我が国同胞が連れ去られているという重大な人権侵害事案であつて、しかも主権侵害なんです。ど

の大臣であつても、どこの場であつても、この問題について発言すべきなんですよ。それを、法務大臣としてここでは答えるべきではないとか、何だとかかんだとか、そういう発言をされること自体がこの国の閣僚としておかしいと私は思いました。

尖閣問題もそうなんですが、拉致問題もそうなんです、昔内閣すべてがそうなんですよ。この国の国民の生命、身体、財産、領土、名譽、それを守る覚悟で真剣に政治をしてもらいたいと思います。

法務大臣は、ずっとと貫して、朝鮮学校の教育内容に問題がある、大韓航空機事件はでっち上げだと書かれていたり、拉致問題が反朝鮮人運動だと書かれている、その内容については承服できぬい、この今まで無償化することについても承服できないという趣旨の発言をされてきたわけですねども、大臣は、今回のこの文部科学大臣談話に對してどのような感想をお持ちでしょうか。

○奥田委員長 柳田法務大臣、最後の答弁とさせてください。

○柳田国務大臣 国会のルールなり先例を守るの

ちょっと海保の長官の関係で質問順序を入れかえますので、よろしくお願ひいたします。

まず、民事訴訟法、民事保全法の一部を改正する条約が協議されていることも検討されたようありますけれども、ヘーネの国際私法会議での国際裁判管轄に関する国際的な統一ルールを定めますけれども、ヘーネの国際私法会議での

統約が協議されていることでもあります。そこで、この条約が議論されています。また今回同じものが出されましたので、賛成をいたします。

そういうことでござりますけれども、これは、平成八年の民事訴訟法の改正がありました。そのときに今回と同じようなことも検討されたようありますけれども、ヘーネの国際私法会議での国際裁判管轄に関する国際的な統一ルールを定めますけれども、ヘーネの国際私法会議での

統約が協議されていることでもあります。そこで、この条約が議論されています。また今回同じものが出されましたので、賛成をいたします。

そこで、大臣に、こういう国際裁判管轄に関する国際的なルールを定める多国籍の条約、あるいは地域的枠組みの中での統一ルールを策定するような協定、また、それが難しい場合は、我が国との交流が深い国との二国間条約、こういうものの締結について努力すべきだと思います。ちょうど折も、APECの首脳会議もあした、あさつてとあるわけでありますから、その点について御見解をお伺いしたいと思います。いや、大臣で結構ですか。そんなに難しい話じやないですから。

○柳田国務大臣 先ほども黒岩政務官がお答えしましたので、今度は簡潔に言わせてもらいたいと思います。

A S E A N等の地域内で国際裁判管轄に関する多国籍条約を締結するというのも一つの考え方であるというふうには思いますが、外務省の方からは宗教も違うというお話をありますけれども、アジア諸国は、国ごとに司法制度や民事訴訟手続、先ほどは警察官長官、いろいろな自分の考え方をお話ししていました。そのことを少し披露してもよろしいですか。（大口委員「いや、時間がないです。選んだ理由を言つてください。質問にちゃんと答えてください」と呼ぶ）はい。

えております。

そして、そつはいつても、今度は一国間でとうう御質問でございましたけれども、一国間の締結につきましても、本法律の施行状況などを踏まえ、その必要性や両国の司法制度及び民事訴訟手続等の差異を考慮しつつ、慎重に検討すべきといふふうに考えております。

○大口委員 次に、検察の在り方検討会議、いよいよ十一月十日に第一回の会合がありました。メンバーも決まって、動き出しました。大臣も出席されました。政務三役もできるだけこれに出席をされるということでございます。検察の在り方検討会議、これは政治主導でしっかりとやつていただきます。

そこで、大臣に、こういう国際裁判管轄に関する国際的なルールを定める多国籍の条約、あるいは地域的枠組みの中での統一ルールを策定するような協定、また、それが難しい場合は、我が国との交流が深い国との二国間条約、こういうものの締結について努力すべきだと思います。ちょうど折も、APECの首脳会議もあした、あさつてとあるわけでありますから、その点について御見解をお伺いしたいと思います。いや、大臣で結構ですか。そんなに難しい話じやないですから。

○柳田国務大臣 先ほども黒岩政務官がお答えしましたので、今度は簡潔に言わせてもらいたいと思います。

A S E A N等の地域内で国際裁判管轄に関する多国籍条約を締結するというのも一つの考え方であるというふうには思いますが、外務省の方からは宗教も違うというお話をありますけれども、アジア諸国は、国ごとに司法制度や民事訴訟手続、先ほどは警察官長官、いろいろな自分の考え方をお話ししていました。そのことを少し披露してもよろしいですか。（大口委員「いや、時間がないです。選んだ理由を言つてください。質問にちゃんと答えてください」と呼ぶ）はい。

そこで、なぜこの二人をメンバーに入れたのか、理由についてお伺いしたいと思います。

○柳田国務大臣 御指摘のとおり、十日、第一回目の検討会議を行いました。

その際、各委員の方から、自分の思いを、考えをお話ししていただきました。その際に、佐藤元警察官長官、いろいろな自分の考え方をお話しになりました。そのことを少し披露してもよろしいですか。（大口委員「いや、時間がないです。選んだ理由を言つてください。質問にちゃんと答えてください」と呼ぶ）はい。

ます。

そこで、今回のこの件につきましては、今、本当に政府は、警視庁の公安部外事第三課の内部資料の百十四点の流出等々、非常に危機管理、情報管理がなっていないわけでござりますけれども、本件についても同じことが言えるわけでございま

す。そういう中で、やはり政府と公務員の信頼関係がだんだん崩壊しつつあるんじやないか。この国の危機を私は本当に感ずるわけでございます。

それはそれといたしまして、解説論をちょっとお伺いしたいと思います。今回の映像の流出が國家公務員法の百条第一項の秘密に該当するかどうかということでございます。

まず、これはいろいろ報道もされていますけれども、国会で、六分五十秒のビデオで、公開対象を限定したとはいえ、予算委員会で二回放映され

ている。ビデオを見た国會議員がメディアにその様子を図で示し、つぶさに発表し、報道されていました。また、記者会見で海上保安庁等も公表しているわけでございます。このような場合、今回流出した映像が一般に知られていない秘密とまで言えるのか、お伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点が、まさに今、東京地検及び警視庁における捜査の対象ということになつております。先ほど判例の紹介がありましたが、非公知の事実であること、それから実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものであること、この要件を満たすかどうかということを今まさに検査をしているということでございました。したがつて、今、端的に、ビデオのこれが当たりたるのか当たらぬいかということについては、お答えを差し控えざるを得ないと考えております。

ただ、考慮すべき事情といたしましては、まことに、今回、本件については刑事訴訟の記録であるということでございまして、これは公にしてはならないという規制が一般的にかかるべきであります。それから、国会の要請を受けまして六分五秒のビデオが提出されておりますが、それにつ

いても、さまざまなお尋ねをなされていて、国会の方もそれに現在まで

のところ配慮されたような扱いがなされている。このような点は、やはり秘密性の判断について考慮され得るものというふうに考えております。

○大口委員 また、本件映像は、公判請求され

ば、まあ、事実上されないわけがありますが、こ

れは公開される予定のなんですね。そういう

点で、政府が秘密にすべきだと指定しただけでこ

れが守秘義務の対象となる秘密にはならないわけ

で、実質的に秘密として保護に値するか、これも大きな論点だと思います。

そこで、長官が来られましたのでお伺いしたい

と思います。連日御苦労さまでございます。

そういう中で、長官、今、平沢議員から、長官

が今回、警視庁そして東京地検に刑事告訴したと

いうことでございますが、これが長官の独自の判断だ、こういう答弁でした。しかし、これは海上

保安庁法十一条の二項では、当然、國交大臣の指揮監督を受けてやるわけです。しかも、私も國交大臣の経験者二人からいろいろ話も聞いています

が、逐次報告をしているわけです。当然、この告訴について、大臣にちゃんと了解を得て告訴した

ということです。お尋ねください。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、私ども、

まず内部調査を徹底して行いましたが、その結果、流出経路の特定には至りませんでした。それ

で、限界であるということで告発するに至りましたが、当然、内部調査の状況及び告発をせざるを得ないという方針につきましては、大臣にも報告を

いたしました。

○大口委員 お答えいたします。

○鈴木政府参考人 報告の上、告発いたしました

が、最終的な判断はあくまで私どもでやらせて

ただきました。

○大口委員 だから、了解したからでしょう。了

解しなければ告発しないんだから、指揮監督を受けているんですから。もう一回。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

方針については御了解をいたいたものと考えております。

○大口委員 そして、平沢議員も紹介されました

が、二〇〇一年には、奄美大島沖の北朝鮮工作船事件で、生々しい銃撃戦の映像を事件発生後二日で公開しているんですね。

これも大臣経験者から聞きました。海保の慣行

で、海上における職務については常に公開前提で映像を撮り、一定の幹部が共有している、これ

が海保の慣行だということでございまして、当た

り前のようにそういう形でやつていた。

ですから、今回、石垣海保そして第十一管区の

事件発生であつたわけですが、第五管区の神戸海

保の保安官がこれを見て、こういうふうに供

述しているわけであるし、石垣には行つていな

い、映像はだれでも見られたということで、縫内

の共有のネットワークにアクセスしたか、あるいは

は府内にアクセスしたか、いろいろ供述があるわ

けでありますけれども、こういう形で接すること

ができた。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

○鈴木政府参考人 お答えいたしました。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点につきましては、現在、捜査当局で捜査を進められている状況でありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

○大口委員 ですから、本当に秘密の概念にこれ

は当たるかどうかということも私は疑問に思つて

いるわけです。

○大口委員 だから、公務執行妨害罪を犯した中国漁船の船長は釈放された。これは刑法九十五条一項による

と、三年以下の懲役または禁錮または五十万円以下の罰金なんですね。こつちは三年ですよね。ところが、事実上罪に問われることはないわけ

です。ところが、海上保安官は、これは職務違反で

すよ、だから懲戒処分の対象になると思います

と、国家公務員法の守秘義務違反といつのは懲役

一年以下または五十万円以下の罰金ですね。重い

方が釈放されて、そして軽い方がこれから処罰を受けるというようなことは、これは国民の感情か

らいつてもなかなか理解しがたい。

果たして可罰的違法性があるとまで言えるのが、法務省、お伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

可罰的違法性、形式的には構成要件に当たつて

も、処罰に値するだけの悪質性を欠く、そういう

理論があることは承知しておりますが、先ほど御指摘があつたように量刑上の差異があるというこ

とはそのとおりでござりますけれども、片や公務員とはそのとおりでござりますけれども、片や公務員

執行妨害、片や公務員による秘密漏えいというこ

とでござります。後半についてはまさに今捜査が

進行中であつて、どの程度の背景を持つのか、ど

の程度の悪質性を持つのか、そういうことをこれ

から検討しなければならないということで、一概

に比較するということはなかなか困難ではなかろ

うかと思つております。

執行部門はそれなりの強い権限があるかわりに重い責任を負うと述べているわけですね。この仙台長官の発言というのは、要するに、政治職の方はそんなに責任がない、海上保安庁長官の方は強制力を持つた執行機関で強い権限があるから重い責任がある、こういうふうに言っているんですね。

政治主導というの是一体何なんですか。

また長官は、政治職は企画立案の方をやる、それから執行職の方は執行の方をやる。そういうじゃないでしょ。今、執行についても、電卓たたきながらやっているのが今の民主党政権、政務三役じゃないですか。当然、執行についても責任があるわけですね。しかも、こういう形で政治職と執行職を切斷をする。

今回の問題も、本来、政治が判断すべきことですよ。実際には、陰で政治判断しているわけです。ですから、釈放のことになりますとか、あるいはビデオの公開についても、これは公開しないというのも政治判断です。そこから今回こういう事件も誘発したわけであります。

しかも、これは私も大臣経験者一人から聞いていますけれども、こういう映像というのは、海上保安庁の保安官というのは命がけでやっているわけですから、こういう海上における職務の映像というのは教材としても非常に必要なものであつて、お互いに勉強していくべきことは慣行になつているわけであります。一定の幹部まではそれは見られるようになつていてるわけです。

それが当たり前という現場の慣行を、結局、国交大臣が知らないで、そして九月七日、事件が発生して、前原さんそして馬淵さんと大臣がかわつたわけでありますけれども、十月十八日になつて、四十一日目にビデオの管理の厳格化を通知したというような、本当にビデオを公開しないという政治判断をしておきながら、結局、現場のことを知らないために、おくればせながら厳格化をした。その結果、こういうことになつているわけ

問題を全部判断したのは政治職なんですよ。そして、現場は命がけで頑張っている。現場がそういう形で責任を押しつけられて、そして海保の長官もそれを更迭するなんということを言っている。しかし、政治家の方は全く責任をとらない。こういったことであれば、海上保安官が命がけで頑張っている、それに対する思いが余りにもないじゃないですか。

臣、これはある意味では執行機関の検察庁を持つている法務大臣としてどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○柳田国務大臣 官房長官の記者会見の談話というのは承知をいたしております。

私が、国土交通が今こうだからというお話をう思うかと聞かれましても、その立場にはないと思つておりますが、ただ、大口委員のおっしゃることはいろいろと身にしみるものがあります。

参議院では、昨日、これは参議院の予算委員会ですが、この委員長というのは民主党の前田委員長ですよ、全会一致で、インターネットに流出した映像記録については、もはや秘匿する意義が薄れていることにかんがみ、参議院予算委員会に提出の

上、直ちに国民に公開すること、こういうことを全会一致で参議院の予算委員会、民主党さんも入ってこういうことを要求している。そして、海上保安庁が所持していた映像記録に関して、ます、どのようなものか、そのリストを直ちに参議院

院予算委員会に提出すること、こういうことを要請しているんですね。

衆議院と参議院で民主党がばらばらだというのは僕は驚きなんですけれども、我が法務委員会におきましても、私ども、このビデオについては

インターネットに流出した映像記録、これをこの法務委員会にも出していただきたい。そして、この映像記録についてはどのようなものがあるか、そのリスト、これにつきましても法務委員会で出

していただきことを要求いたしたいと思います

法律の検察官による

○奥田委員長　たいまの大口議員からの中申し入
れは、理事会の中で、筆頭間の協議を中心協議
を続けているところですので、また再度、リスト
の件も含めてお詰りをさせていただきたいと思いま
す。
以上で質疑を終わります。

○柳田国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要を認め、今国会に一般職の俸給に関する法律等

○奥田委員長 これより討論に入るのであります
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
内閣提出、民事訴訟法及び民事保全法の一部を
改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お詰りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○奥田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

卷之三

○奥田委員長 次に、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。趣旨の説明を聴取いたしました。柳田法務大臣。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)
第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

判事												判事												その他高等裁判所長官		最高裁判所長官		東京高等裁判所長官		最高裁判所長官		区	
十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	一、〇六〇、〇〇〇円	一、五〇三、〇〇〇円	一、四四一、〇〇〇円	一、三三四、〇〇〇円	一、〇六〇、〇〇〇円	一、二〇四、〇〇〇円	一、〇六〇、〇〇〇円	一、〇六〇、〇〇〇円	二、〇六〇、〇〇〇円	月額						
二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三三三、二〇〇円	三六八、九〇〇円	三四五、一〇〇円	三〇六、四〇〇円	二七八、二〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三四四、二〇〇円	四二八、八〇〇円	五六八、〇〇〇円	七二四、〇〇〇円	八三八、〇〇〇円	九八九、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	五二九、〇〇〇円	四二八、八〇〇円	三九四、二〇〇円	二七七、二〇〇円	二五三、二〇〇円	二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三三三、二〇〇円	三六八、九〇〇円	三四五、一〇〇円	三〇六、四〇〇円	二七八、二〇〇円	二八八、二〇〇円	二四四、八〇〇円		

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)の一部を次のよう改訂する。
附則第二条第一項を削り、同条第二項中「二部施行日」を「前条ただし書に規定する規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。)」に、「(平成二十一年法律第九十号)」を「(平成二十二年法律第号)」に改め、同項第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・七六」を

「百分の九十九・五九に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。
附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理由

一般的の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十一号	十二号	二三七、〇〇〇円
二号	一号	八三八、〇〇〇円
三号	四号	五八八、〇〇〇円
十七号	十六号	七三四、二〇〇円
十五号	十四号	六五六、七〇〇円
十三号	十二号	五九八、〇〇〇円
十一号	十号	四五八、八〇〇円
九号	八号	四二八、八〇〇円
七号	六号	三九四、二〇〇円
五号	四号	三六八、九〇〇円
三号	二号	三三三、二〇〇円
一號		三〇六、四〇〇円
		二七八、二〇〇円
		二七七、六〇〇円
		二五三、八〇〇円
		二三四、八〇〇円
		二三七、〇〇〇円

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(検察官の俸給等に関する法律の一
部改正)

第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十 (検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

別表を次のように改める。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案																		
検察官の俸給等に関する法律の一部改正																		
第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十一年正月一日以後のもの)																		
区分													分類					
十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
一三四、三〇〇円	二三四、八〇〇円	二五四、八〇〇円	二五六、六〇〇円	二七八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三四五、一〇〇円	三六八、九〇〇円	三九四、二〇〇円	四五二、八〇〇円	五二九、〇〇〇円	五八八、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	七二四、〇〇〇円	八三八、〇〇〇円	九八九、〇〇〇円	一、一二〇四、〇〇〇円	一、〇六〇、〇〇〇円	一、五〇三、〇〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十八号)の一部を次のよう改める。

附則第三条第一項中「(平成二十一年法律第九十一号)」を「(平成二十二年法律第 号)」に改め、同項第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改める。

施行する

理
由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から

平成二十二年十一月二十二日印刷

平成二十二年十一月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

〇